

# 一般財団法人和歌山環境保全公社

## 平成30年度事業計画

本公社は、一般財団法人として、県民の良好な生活環境の確保及び地域環境の保全に寄与することを目的として、廃棄物等の安全かつ適正な処理、ごみ削減の3Rの推進及び環境保全のための啓発等に関する事業を行っています。

平成30年度は、公益目的支出計画に位置付けた実施事業及びその他事業を着実に実施してまいります。

まず、公益目的支出計画の実施事業として、和歌山県が設置したすさみ建設残土処分場の運営管理事業の運営に万全を期してまいります。

また、県等と連携しながら、おもしろ環境まつりの開催、和歌山放送ラジオでの3R推進に関する広報番組の放送、産業廃棄物処理事業者等講習会の開催等の循環型社会形成のための啓発推進事業を行っています。

その他事業としては、大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入業務等受託事業の実施に万全を期してまいります。

それぞれの事業等の内容は、以下のとおりです。

### (1) すさみ建設残土処分場の運営管理事業

公共事業から発生する発生土（建設残土）を適正に処分するため、和歌山県が設置した公的建設発生土受入施設（西牟婁郡すさみ町）を有償で利用し、建設残土の受入れ及び管理業務等を行っています。

平成30年度は、紀南地域の県建設部、地元市町の公共工事計画等を踏まえ、前年度と同量の3万トンの受入量を見込んでいます。

今後とも建設残土の受入量の確保及び処分場の適正な運営管理に関係機関と連携しながら万全を期してまいります。

### (2) 循環型社会形成のための啓発推進事業

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する各種啓発に取組み、循環型社会の形成に資することを目的とする事業を行っています。

#### ア おもしろ環境まつりの開催

昨年12月に面白さや楽しさを通じて環境保全の必要性を子ども達に気づいてもらい、未来の環境技術開発や施策への欲求を喚起させることを趣旨として、第1回おもしろ環境まつりが開催されました。本公社においても主催

者の一員に加わるとともに、まつり当日、3R啓発用品の配布や来場者に3R宣言を促すなどの啓発活動を行いました。

今年の秋、開催予定の第2回目の同まつりにおいても、廃棄物の減量化を積極的に推進し循環型社会の実現に向けた啓発を行ってまいります。

#### イ ラジオでの3R推進等に関する情報提供番組の放送

和歌山県では全国に比べて一人当たりごみの排出量が多く、また、低いリサイクル率、依然としてなくならない不法投棄、災害廃棄物への対応など様々な課題が残されています。こうした課題を解決するため、3Rの推進や不法投棄防止など、ごみ問題の解決のヒントとなる情報を県民に提供するラジオ広報番組を県と協力して放送します。番組では毎月、テーマ毎に現状や一人ひとりの取組の必要性等をリスナーに情報発信してまいります。

#### ウ 公社ホームページを活用した3R意識調査の実施

県との協働事業として、公社ホームページに3R宣言者の募集、3R意識調査をアンケート形式で行える新たなサイトを立ち上げ、ごみ問題に関する県民の意識等のデータ収集を行ってまいります。

#### エ 産業廃棄物処理事業者等講習会の開催

産業廃棄物処理事業者等に対する講習会を環境衛生の研究・研修機関や関係行政機関の協力も得ながら実施し、産業廃棄物の適正処理についての正しい知識と理解の普及に努めてまいります。

#### オ 不法投棄防止・3R推進キャンペーンの実施

不法投棄防止のため、和歌山バス及び和歌山バス那賀各1台のラッピングバス（車外広告を掲載した路線バス）を走らせ啓発してまいります。また、和歌山バスの後面には「3R推進」のラッピングも併せて行い、啓発効果を高めてまいります。

### (3) 大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入等業務受託事業

同センターから委託を受け、センター内の和歌山基地に運搬される廃棄物受入業務を実施しています。

また、その一環として、雨水ピット・投入ステージ等の定期清掃業務を合わせて受託しています。

紀北・紀中地域から搬入される廃棄物の適正な最終処分の一助となるよう、当事業の実施に万全を期してまいります。

<備考>

本社は、和歌山県、和歌山市外12市町（旧22市町）及び新日鐵住金株式会社（旧住友金属工業株式会社）外9事業者からの出捐金1億円をもって昭和56年7月1日に財団法人和歌山環境保全公社として設立されました。

その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令の施行に伴い、平成25年3月18日付けで和歌山県知事の認可を得て、平成25年4月1日に一般財団法人となりました。また、その際には、公益目的支出計画の認可を受け、今後とも公益目的事業を継続していくものとしたところです。

なお、大阪湾広域臨海環境整備センターは、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること等を目的として、広域臨海環境整備センター法により昭和57年3月に近畿2府4県を含む市町村等の地方公共団体174団体及び港湾管理者4団体の出資により設立された特殊法人です。